大 監 第 2 3 - 1 号 令和 5 年 1 2 月 2 5 日

大台町長 大森正信様

大台町監査委員 野呂 茂生 大台町監査委員 中道 剛士

令和5年度指定管理者に対する監査報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について監査した結果を別添のとおり報告します。

令和5年度 指定管理者監查報告書

大台町監査委員令和5年12月

令和5年度 指定管理者に対する監査報告書

1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、 公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の 目的に沿って適切に行われているかについて、監査を実施する。

2 監査の対象団体

大台町が所有する公の4施設の管理・運営を行った指定管理者について、 監査を行った。

指定管理者名	施 設 名	所管課名
有限会社 みのり会	大台町乾燥調製施設	産業課
株式会社 宮川観光振興公社	大台町奥伊勢フォレストピア交流 促進センター(宮川山荘)	産業課
奥伊勢フォレストピア森の国 工房共同企業体	大台町奥伊勢フォレストピア森の 国工房	産業課
株式会社 宮川物産	大台町宮川特産品加工施設 弥起 井工場	産業課

3 監査の実施日

令和5年7月19日

4 監査の方法

公の施設の令和4年度の指定管理に係る事務が、法令等に従い適正かつ 効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、監査対象団体及び所管課から提出された関係書類を、 事前監査し、所属課から説明を求めるなどにより実施した。

5 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

- (1) 協定は、締結されているか。
- (2) 内部監査担当者及び監事が任命されているか。
- (3) 監事による例月出納監査が行われているか。
- (4) 指定管理料及び費用負担にかかる現金出納簿は、適正に作成されているか。
- (5) 指定管理料及び費用負担にかかる預金出納簿は、適正に作成されているか。
- (6) 施設の管理状況は妥当か。
- (7) 施設の利用状況は良好か。
- (8) 指定手続きの公平性、透明性は保たれているか。

6 指定管理の状況

(1) 大台町乾燥調製施設の状況

区 分	内容
施設の名称及び所在地	大台町乾燥調製施設
	大台町小切畑17番地
設置の目的	農用地の荒廃を防ぎ、農作業の効率化と農用地の保
	全及び活用を図るための施設
指定管理者の候補者の	公募によらない指定管理者の候補者の選定
選定方法	公券によりない相定自座有の疾情有の医定
指定管理者	有限会社 みのり会
指定管理期間	平成31年4月1日~令和6年3月31日
指定管理料	無し
利用料金の有無	有り
議会の議決	平成 31 年 3 月 19 日
施設の利用状況	令和 4 年度 乾燥調製施設利用件数 90 件
管理運営の委任業務	(1) 乾燥調製施設の利用の許可に関する業務
	(2) 利用料金の収受に関する業務
	(3) 乾燥調製施設の施設及び設備の維持管理に関
	する業務
	(4)その他施設の運営に関する業務のうち、町長が
	必要と認める業務

(2) 大台町奥伊勢フォレストピア交流促進センターの状況

区分	内 容
施設の名称及び所在地	奥伊勢フォレストピア交流促進センター
	大台町薗993番地
設置の目的	森林を総合的に活用した都市と山村の交流拠点とな
	る場を造り、併せて地場産業と観光、地域の活性化を
	図るための施設
指定管理者の候補者の	公募による指定管理者の候補者の選定
選定方法	
指定管理者	株式会社 宮川観光振興公社
指定管理期間	令和3年4月1日~令和6年3月31日
指定管理料	5,932,910円 (消費税及び地方消費税を含む)
利用料金の有無	有り
議会の議決	令和3年2月15日
施設の利用状況	令和4年度 山荘利用客数 5,230人
	コテージ利用客数 3, 218 人
	キャンプ利用客数 4,252人
管理運営の委任業務	(1) フォレストピアの利用の許可に関する業務
	(2)利用料金の収受に関する業務
	(3) フォレストピアの施設及び設備の維持管理に
	関する業務
	(4) その他フォレストピアの運営に関する業務の
	うち、町長が必要と認めること

(3) 大台町奥伊勢フォレストピア森の国工房の状況

区 分	内 容
施設の名称及び所在地	奥伊勢フォレストピア森の国工房
	大台町薗993番地
設置の目的	森林を総合的に活用した都市と山村の交流拠点とな
	る場を造り、併せて地場産業と観光、地域の活性化を
	図るための施設
指定管理者の候補者の	公募による指定管理者の候補者の選定
選定方法	
指定管理者	奥伊勢フォレストピア森の国工房共同企業体
指定管理期間	令和3年6月1日~令和6年3月31日
指定管理料	無し
利用料金の有無	有り
議会の議決	令和3年5月18日
施設の利用状況	令和 4 年度 事業参加者数 598 人
	宿泊者数 112人
管理運営の委任業務	(1) フォレストピアの利用の許可に関する業務
	(2)利用料金の収受に関する業務
	(3) フォレストピアの施設及び設備の維持管理に
	関する業務
	(4) その他フォレストピアの運営に関する業務の
	うち、町長が必要と認めること

(4) 大台町宮川特産品加工施設弥起井工場の状況

区 分	内 容
施設の名称及び所在地	大台町宮川特産品加工施設 弥起井工場
	大台町弥起井 267 番地 3
設置の目的	農林水産物資源の有効利用を促進し、地場産業の活
	性化を図るための施設
指定管理者の候補者の	公募によらない指定管理者の候補者の選定
選定方法	
指定管理者	株式会社 宮川物産
指定管理期間	令和3年4月1日~令和6年3月31日
指定管理料	無し
利用料金の有無	無し
議会の議決	令和3年2月15日
施設の利用状況	令和4年度 工場稼働日数 243日
	(1)加工施設の利用の許可に関する業務
	(2) 加工施設の施設及び設備の維持管理に関する
管理運営の委任業務	業務
	(3)その他施設の運営に関する業務のうち、町長が
	必要と認める業務

7 監査の結果

当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正に執行されている。

しかし、次のとおり一部改善を要する事項があったので指定管理者にあっては、所管課と協議のうえ、適正な措置を講じ、所管課にあっては指定管理者に対する指導を含め適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善を要するもののうち軽易なものについては、記述を省略した。

- (1) 大台町乾燥調製施設
 - ア) 有限会社 みのり会に関する事項
 - ・出納監査について 例月出納監査が実施されていない。

本来、監事による例月出納監査を実施すべきであると考えるが、 実施されていない。所管課と協議し、適正な回数を実施されるよう 努められたい。

- イ) 所管課に関する事項
 - ・記載すべき事項なし
- (2) 大台町奥伊勢フォレストピア交流促進センター(宮川山荘)
 - ア)株式会社 宮川観光振興公社に関する事項
 - ・出納監査について

税理士による巡回監査を実施しているが、税理士よる巡回監査は、監事が行う例月出納監査には該当しない。所管課と協議し、適正な監査が実施されるよう努められたい。

- イ) 所管課に関する事項
 - ・記載すべき事項なし
- (3) 大台町奥伊勢フォレストピア森の国工房
 - ア) 奥伊勢フォレストピア森の国工房共同企業体に関する事項
 - ・出納監査について

例月出納監査が実施されていない。

本来、監事による例月出納監査を実施すべきであると考えるが、

実施されていない。所管課と協議し、適正な回数を実施されるよう 努められたい。

- イ) 所管課に関する事項
 - ・記載すべき事項なし
- (4) 大台町宮川特産品加工施設 弥起井工場
 - ア) 株式会社 宮川物産に関する事項
 - ・出納監査について 例月出納監査が実施されていない。

本来、監事による例月出納監査を実施すべきであると考えるが、 実施されていない。所管課と協議し、適正な回数を実施されるよう 努められたい。

- イ) 所管課に関する事項
 - ・記載すべき事項なし

8 意見

指定管理者においては、日頃の施設点検や必要に応じた修繕を行うなど、施設の管理に万全を期すとともに住民サービスの向上に努められたい。また、所管課においては、施設運営に関する情報の共有など指定管理者との連携を密に行い、指定管理者制度の適切な運用に努められたい。

今後とも多くの方々に利用していただける施設として、指定管理者と所管課が協力し、効果的な事業を進めていくことを期待するものである。